

株式会社富士クリーン行動計画

【一般事業主行動計画】

子育てを行う労働者が仕事と生活の両立を図れるよう、働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年10月1日 ～ 令和5年9月30日までの 3年間
2. 内容

目標1：現状の育児休業制度の利用率が少ないため、以下の対策を行い利用率の向上を目指す。

<対策>

- 令和2年10月～ 朝礼などにより、育児休業制度についての周知を行う
- 令和4年 4月～ 育児休業の対象となる社員へのアンケート調査
- 令和5年 4月～ 制度改定の検討

目標2：令和5年9月までに、小学校就学前の子を持つ社員が短時間勤務制度の利用しやすいものに改善する。

<対策>

- 令和5年 4月～ 社員へのアンケート調査、改善検討開始

【女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画】

男女ともに活躍できる雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和5年9月30日まで

目標1：女性労働者の割合を全体の15%以上にする。

<対策>

- 令和4年 4月～ 女子学生からの応募を増やすために説明会等で積極的に広報する。
- 令和5年 4月～ 育児休業制度改定を検討し、より働きやすい環境整備に努める。